

「令和元年度特別史跡加曽利貝塚ナイトミュージアム」出店者募集要項

1 目的

この要項は、令和元年度の特別史跡加曽利貝塚ナイトミュージアムの会場内の出店について必要な事項を定めるものとする。なお、本要項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、主催者が別に定めるものとする。

2 イベント概要

(1) イベント名：特別史跡加曽利貝塚ナイトミュージアム（以下、「ナイトミュージアム」という。）

(2) 日 時：令和元年11月30日（土）17：30～20：00

※出店時間は16：00～20：00とする。

※悪天候によりイベント開催が困難であると主催者が判断した場合は中止する。

(3) 会 場：千葉市立加曽利貝塚博物館（千葉市若葉区桜木8丁目33番1号）及び
加曽利貝塚縄文遺跡公園

(4) 内 容：博物館の夜間開館、夜の縄文くらし体験、星空観察会、星空解説会、貝塚コンサート（予定）、野外ナイトパフォーマンスインスタレーション、物販、焼き栗の振る舞い等。

(5) 前回のナイトミュージアム来場者数

平成30年12月1日（土）来場者数 延べ1,571人

(6) 主 催：千葉市立加曽利貝塚博物館

(7) 同日開催：①「特別史跡加曽利貝塚 発掘調査現地説明会」10:00～15:30

②地球温暖化対策のための賢い選択「COOL CHOICE」特別イベント（千葉市環境保全課主催）16:30～20:00

3 出店場所

加曽利貝塚縄文遺跡公園（屋外）

4 募集内容

出店料は無料とする。必要物品の手配等、出店に係る一切の費用は出店者が負担すること。

・募 集：キッチンカー…3台、テント…2区画（※）、テント無し…2区画

※テントのサイズは1.5間×2間【2.7m×3.6m】で、長机2台と椅子2脚を配置します。

・販売場所：加曽利貝塚縄文遺跡公園園路（予定）

・販売品目：飲食物、その他主催者が認めるもの

・注意事項：発電機等、必要な物品・機材は各店でご用意ください。

会場内は暗いため照明器具等も必要です。

5 応募資格及び応募方法

(1) 応募資格

ア 千葉県内に事務所を有する事業者又は団体を優先とする

イ 過去1年間法令等の違反による処分を受けていないこと

ウ 暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと

エ 本要項すべてに同意していること（ご応募いただいた段階で同意があったものとみなします）

(2) 応募方法

必要書類を記入し、下記宛てにメール・FAX・郵送・持参のいずれかで提出。

提出書類：「特別史跡加曽利貝塚 ナイトミュージアム出店申込書」

・「食品営業許可証」の写し ※会場で食品の調理を行う場合のみ。

・その他の許可証の写し ※販売形態により必要な場合のみ。

住 所：〒264-0028 千葉県若葉区桜木8-33-1

千葉県立加曽利貝塚博物館

メ ー ル：kasori.jomon@city.chiba.lg.jp

電 話：043-231-0129

F A X：043-231-4986

申込期限：令和元年9月27日（金）必着

6 出店決定

主催者にて選考し、令和元年10月10日（木）までに応募者すべてに結果を通知する。

7 イベントの中止等について

警報発令等により屋外での実施が危険だと判断される場合に限り中止とする。中止の場合はイベント当日の午前9時までに各出店者へ連絡する。

中止となった場合、出店に係る経費や売上等について、主催者は一切、弁償・補償等はしません。ご了承いただける場合のみ、ご応募ください。

8 出店許可の取り消し

主催者は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。なお、出店許可の取り消しによる費用の弁償・補償等もおこなわない。

- (1) 本要項又は関係法令等に違反したとき
- (2) 主催者との連絡が不通になったとき
- (3) その他主催者が出店させることを不相当と認めたとき

9 販売時間及び搬入出について

(1) 販売時間

16:00～20:00（4時間）

(2) 搬入搬出は下記の時間内に行うこと。

・搬入時間：14:00～15:00

・搬出時間：20:00～21:00

(3) 搬入出に車両を使用する場合は、車種や車両ナンバーを出店申込書に記入し、発行された「車両通行許可証」をフロントガラスに掲示すること。許可証を掲示していない車両の通行は認めない。

(4) 会場内で車両を移動する際は、必ずハザードランプを点灯し、車両の前で人が先導するかたちで徐行すること。

加曾利貝塚縄文遺跡公園は、イベント開催時間はもとよりその他の時間にも多くの方にご利用いただいておりますので、利用者の安全確保のためにご了承ください。
誘導者なく車両を移動した時点で出店を取り消す場合があります。

10 出店条件

- (1) 出店場所には常に大人1名以上を配置すること。
- (2) 販売品には適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 音響設備及び拡声器の過度な使用（隣接店舗の営業を妨害するような大音量等）は不可とする。
- (4) 出店申込書に記載した販売物以外の販売は認めない。
- (5) 政治・宗教の勧誘活動、募金、寄付活動、騒音、悪臭、通行の妨げになるような行為を行わないこと。
- (6) 出店者から出るゴミは各自で持ち帰ること。
- (7) 出店終了後は、出店者が責任をもって清掃し、出店場所の原状回復を行うこと。なお、著しい汚れや損傷等、原状回復工事が必要と判断される場合は、それにかかる諸経費等について出店者が負担すること。
- (8) 他の出店者や参加者等に迷惑をかける行為や、会場等において主催者の指示に従わない場合は、即時退去を命じるとともに、今後の出店を認めない。
- (9) 主催者・警察・消防・行政等により指導があった場合は、それに従うこと。
- (10) 会場内外におけるトラブル・事故等が発生した場合や購入者からの苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって誠実に対応すること。主催者は一切の責任を負わない。
- (11) 加曾利貝塚のPR及び本イベントの記録のため、写真及び動画を撮影し、今年度及び翌年度以降もホームページや市政だより等に掲載する場合があることに同意すること。

【飲食物の販売における注意点】

下記事項を厳守するとともに、販売点数が多い場合、調理工程や設備によっては保健所や主催者から指導が入る場合がありますのでご注意ください。

なお、各種許可が必要な方法で販売する場合は、必要な食品営業許可証の写し等を申込時に提出してください。出店申込時に写しを提出できない場合、出店申込はできません。

(1) 食中毒の発生に注意し、食品の衛生管理を徹底すること

飲食物の販売に当たっては、関係法令を遵守の上、特に衛生面に細心の注意を払ってください。全国的に食中毒事件が発生しており、高額な賠償を求められるケースもあります。飲食物の調理・管理を適切におこなう、飲食物に触れる際は手指の洗浄・消毒をおこなう、消費・賞味期限を購入者に周知徹底する、食中毒に関する保険に加入するなど、万全の体制を整えてください。

(2) 簡易な調理を行う飲食物

調理する食品はあらかじめ下処理をされたものを用い、提供直前に加熱処理等の簡易な調理をして提供できる飲食物であること。食品営業許可申請は各出店者が行うこと。

会場のテントで可能な調理は、「焼く」「煮る（温める）」「揚げる」「蒸す」「ゆでる」等（最終工程が加熱となるもの）となり、野菜を切ることや米を炊く、トッピングするなどの仕込みは不可。

(3) 会場での調理加工を行わない飲食物

販売可能な商品は、【許可済み食品表示ラベル（原材料名、製造者名、消費期限等）のついた包装済製

品の販売】または、会場内での【きわめて簡易な調理を行う実演販売】に限る。

【食品表示について】

容器包装に入れられた食品は原則として表示が必要です。表示の相談については、製造所を管轄する保健所にご相談ください。食品表示がないものについては、販売を中止していただきます。※食品表示については食品表示法に基づき、必要な項目を記載してください。

【アレルギー原因物質を含む食品の表示について】

容器包装された加工食品、食品添加物で、アレルギー物質を含む物については、アレルギー物質の表示を義務化、または奨励となっておりますのでご注意ください。

- ① 省令で表示を義務化（7品目）卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
- ② 表示を奨励（20品目）いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、カシューナッツ、バナナ、ヤマイモ、モモ、リンゴ、サバ、ゴマ、サケ、イカ、鶏肉、ゼラチン、豚肉、オレンジ、牛肉、アワビ、マツタケ

(4) 酒類を販売する場合の注意事項

- ・ 未開栓の酒類を販売する場合は、酒税法に定められた「販売業免許」が必要です。
- ・ イベント会場において、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は「ビールに限る」「焼酎に限る」等の食品営業許可が必要です。
- ・ あらゆる世代（特に子ども）が多く来場するイベントのため、飲酒によるトラブル防止を防ぐため、車を運転して来場した者、未成年者、泥酔者には販売しないよう十分に注意してください。

(5) パンや焼き菓子、その他の加工品

菓子製造許可や、製造許可が必須となります。

11 火気を使用する場合の注意点

- (1) イベントの実施にあたり、イベントにおける食品取扱状況報告書については主催者が保健所に提出するが、食品の取り扱いに関する各種営業許可等については、個々の店舗から申請を行うこと。
- (2) 出店者及びその従業員は、火気・発電機を使用する場合は、出店申込書に記入の上、火気の種類も併せて記入し、以下の点を厳守すること。
- (3) 必ず消火器（変形や錆がないもの）を用意すること。
 - ・ 粉末消火器は容器を振るなどして薬剤の固着がないか確認すること。
 - ・ 住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は消火器と同等の消火性能を有していないことから、本イベント用の消火器として認めない。
- (4) 調理器具、ストーブ、発電機等の設置については下記に留意すること。
 - ・ コンロの周囲は可燃物から15cm以上、上方1m以上の距離を保つこと。
 - ・ 調理器具、ストーブ、発電機等の周囲は常に整理及び清掃に努めること。